

内閣参甲第一四号

昭和二十三年二月六日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出質渡し私製証書と質権登記済農地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付

する。

昭和廿參年貳月拾六日

参議院議員小川友三君提出賣渡し私製証書と質權登記済農地に関する質問に対する答

弁書

賣買に因る農地の所有權移轉については、臨時農地等管理令第七條ノ二の規定により昭和十九年三月二十五日以後は、地方長官の許可を要することとなつたので、その許可書がない限り所有權移轉の登記をすることはできない。登記がない以上、買主自ら所有權取得の事実を主張することができないのは当然である。